

東久留米市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（以下「地域福祉計画」という。）の策定並びに地域福祉計画に包含して策定する東久留米市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）及び東久留米市成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）の策定に係る事項を検討するため、東久留米市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域福祉計画の策定について
- (2) 再犯防止推進計画の策定について
- (3) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 委員会の委員は、別表のとおりとする。

(任期)

第4 委員の任期は、第2の規定による報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は子ども家庭部長とする。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が会議の出席委員を指名した場合は、この限りでない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年7月26日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告を市長へした日の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第3関係）

職 名
福祉保健部長
子ども家庭部長
福祉保健部福祉総務課長
福祉保健部障害福祉課長
福祉保健部介護福祉課長
福祉保健部健康課長
子ども家庭部子育て支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部主幹 （（仮称）こども家庭センター準備担当）
企画経営室企画調整課長
市民部生活文化課長
環境安全部防災防犯課長
都市建設部施設建設課長
教育部指導室長
教育部生涯学習課長